



KIZUNA きずな

特集 ネット社会と人権

見えない相手への 思いやり

INDEX

- 2 グラフで見るインターネットを悪用した人権侵害について
- 3 情報社会と人権
—超スマート社会の実現と情報モラル—
渡辺 律子さん
(公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 副所長)
- 4 加害者にならないソーシャルメディア利用の注意点
藤代 裕之さん
(ジャーナリスト・法政大学社会学部メディア社会学科 准教授)
- 5 ある相談事例から見た親と子の関わり
石川 千明さん(NPO法人奈良地域の学び推進機構 理事)
- 6 性暴力被害者への支援
田口 奈緒さん
(兵庫県立尼崎総合医療センター 産婦人科
NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうご 代表)
- 7 ふれあいサロン
- 8 情報ぶらざ

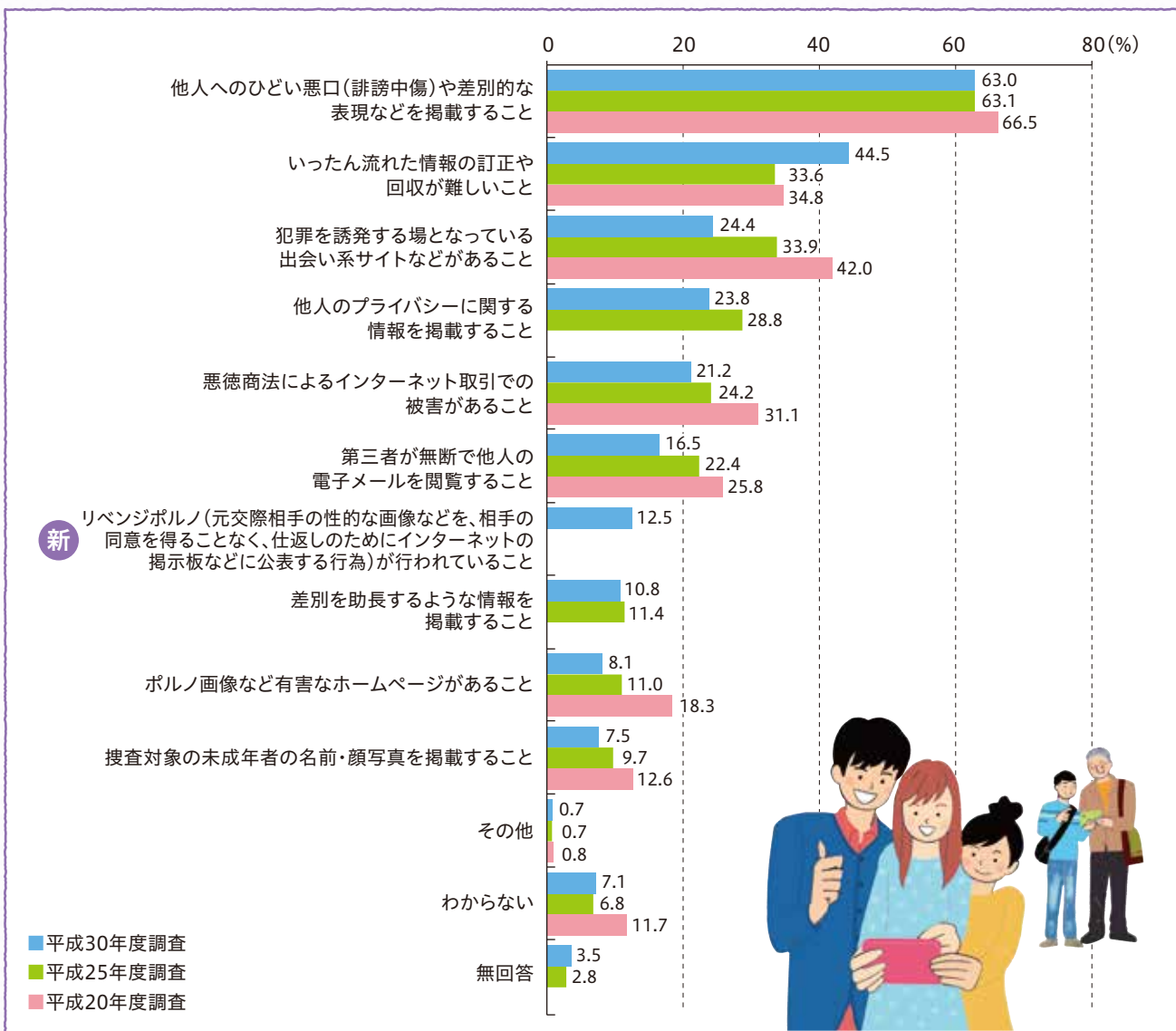


インターネットの利用人口が増加し、今や日常生活に必要不可欠なものになっています。しかし一方で、スマートフォンの急速な普及やソーシャル・ネットワーキングサービス(SNS)の利用拡大等に伴い、ネット上での誹謗中傷や差別的な書き込み、誤った情報の流出など、人権に関わる様々な問題が発生しています。本号では、安心してつながり合える社会の実現をめざし、インターネットとの関わり方について考えてみましょう。

グラフで見るインターネットを悪用した人権侵害について

平成30年度 人権に関する県民意識調査の結果より

インターネットを悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)



兵庫県が昨年度実施した人権に関する県民意識調査の結果を見ると、インターネットを悪用した人権侵害について県民の皆さんが特に問題があると思うことは、「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などを掲載すること」が63.0%で最も高く、他の項目を引き離しています。以下、「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」(44.5%)、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」(24.4%)、「他人のプライバシーに関する情報を掲載すること」(23.8%)、「悪徳商法によるインターネット取引での被害があること」(21.2%)となっています。

私が
思うこと

情報社会と人権 — 超スマート社会の実現と 情報モラル —

公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 副所長

渡辺 律子 わたなべ りつこ さん

Profile

子どものネット利用にかかわる問題に対し、2002(平成14)年より子どもや教員、保護者に向けた情報モラルの研究・普及啓発を始める。その後、企業の情報モラルに係る普及啓発事業に10年以上携わり、インターネット社会における情報モラルの知見を有する。また、教育の情報化に関する調査研究を専門とし、9年前から大分県教育庁教育財務課情報化推進班に所属、教育情報化ファシリテータを務める。

「情報社会」から「超スマート社会」へ

現在、インターネットは私たちの生活に欠かせない社会基盤となりました。その背景には、ブロードバンドの整備やスマートフォン等のモバイル機器の普及、ソーシャルメディア等のサービスの充実があります。

さらに近年は、モノのインターネットと呼ばれるIoT(Internet of Things)やビッグデータ、人工知能(AI)、ロボットなどの新たな技術が急速に進展しています。政府は、こうした今後目指すべき未来社会を、「情報社会」に続く「超

スマート社会(Society 5.0の実現)」と表現しています。

超スマート社会では、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報がデータとして共有され、新たな価値を生み出します。さらに、人工知能やロボット、自動運転などの技術で、少子高齢化、人材不足などの課題解決が期待されています。

こうした新たな社会に向け、私たちは「高校生ミライハック」というイベントを開催しています。若い世代がドローンやAIスピーカーなどを体験し、特性を知り、未来社会を豊かにし、人を幸せにするための技術の活用を考えることが大事だと思っています。

人権に配慮した情報モラルを考える

しかし、個人情報の不適切な取扱いやネット上での誹謗中傷など、人

権を脅かす問題も身近に起きています。また技術革新が進むことで「AIやロボットが人間を支配するのではないか?」「人間の仕事がなくなるのではないか?」といった漠然とした不安感もあるでしょう。

新たな技術を活用すれば、新たな問題も起こり得ます。既存の法律や技術では補えない場面も多々あると考えられます。その時、人間(個人や組織)の判断が求められ、その判断を支える「情報モラル」が重要になると考えます。

「情報モラル」は「情報を扱う際に配慮が求められる考え方と態度」です。具体的には、「人権への配慮(プライバシーの尊重等)」「安全への配慮(情報セキュリティ対策等)」「社会的公正への配慮(情報アクセシビリティ等)」があります。

より豊かな超スマート社会の実現により、一人ひとりの人権が尊重され、高齢者や障害を持つ人も新たな可能性が広がります。

そのために、子どもから大人までが、インターネットの仕組みを十分に理解し、常日頃から「情報モラル」について考えることが、重要だと考えます。



加害者にならない ソーシャルメディア利用の注意点

ジャーナリスト・

法政大学社会学部メディア社会学科准教授

ふじしろ ひろゆき
藤代 裕之 さん

ネットによる新たな人権問題

インターネットと人権について人々はどのような問題意識を持っているのでしょうか。兵庫県府の平成30年度「人権に関する県民意識調査」を見ると、「他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などを掲載すること」「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」の順で高くなっています。

「回収が難しい」は10年で10ポイント上昇していますが、これはソーシャルメディアの爆発的な利用増と重なっています。ソーシャルメディアは、少数意見や新たな社会問題に光が当たるなど良いこともありませんが、誹謗中傷や差別的な発言が多くなると、個人情報が拡散したりする問題も生み出しました。

要因はビジネスと法律に

このような問題が起きる要因は、ビジネスと法律の二つです。

インターネットの世界は多くの注目を集め、アクセスが増えると広告収入が増える仕組みとなっています。過激な言動や誹謗中傷は耳目を集めやすく、手軽に儲ける手段となっています。新聞やテレビのように倫理綱領や業界団体なども存在しておらず、歯止めをかける仕組みがありません。

「情報の訂正や回収が難しい」のは、「プロバイダー責任制限法」という法律があるからです。法律は企業を守るために作られたため、手続きが複雑で、普通の人には対応が難しいのです。仮に訂正や回収が実現しても、別のサイトに掲載されれば、また最初から手続きを行わねばなりません。

これらは業界の構造的な問題で、

社会的に解決すべき事柄ですが、ソーシャルメディアを利用する個人として注意すべき点もあります。まず、過激なサイトを見ない、つまりは金儲けに加担しないことです。「エコーチェンバー※」と呼ばれる現象に陥ると、自分と同じ意見が増幅されて、社会的に多数を占めていると勘違いしてしまいます。

利用時に注意すること

ソーシャルメディアは誰もが発信できるだけに被害者ではなく、加害者にもなりえます。過激な言動や誹謗中傷をしている人は決して多くないことが研究などで明らかになっていますが、「エコーチェンバー」に陥っていると誹謗中傷などが当たり前のように思え、人を傷つける発信をしてしまうのです。



これを防ぐためには、リアルに顔を見て話せないようなことを発信しないことはもちろん、自分と異なる意見の人を意識的に見る必要があるのです。

※ソーシャルメディアにより似た意見の人とつながり、自分の意見が山びこのように反響し、増幅されることで、正しいと信じ込む現象。

Profile

広島大学文学部卒業、立教大学21世紀社会デザイン研究科前期課程修了。徳島新聞社に入社。社会部で司法・警察、地方部で地方自治などを取材。NTTレゾナントで、新サービス開発などを担当した。著書に『ネットメディア覇権戦争偽ニュースはなぜ生まれたか』（光文社）など。

ある相談事例から見た親と子の関わり

NPO法人奈良地域の学び推進機構 理事

いしかわ ちあき
石川 千明 さん

LINEがあれば大丈夫？

ある中学生の母親からの相談です。(個人の特定を避ける為、一部内容を変更しています)

相談者の娘の友達Aは不登校で、数日間相談者宅に寝泊りしており、自宅の住所も分かりません。娘が登校後、Aはお昼過ぎに起床、相談者が用意した食事をとり、1日中スマホを見ていて、娘が帰宅したら2人で出かけたり、深夜まで部屋で遊んだりしているそうです。

相談者が「お家の方は心配していいの？」と聞くと、「母親からは『LINEを送ったらすぐ返事をすればどこにいても良い』と言われていて、行き先も聞かれていない。すぐに返事ができるようスマホを見ていい」と言ったそうです。

ここまで聞いて私はAについての相談だと思っていました。相談者からは「娘はスマホを持っていない。

今後Aのように家出した時にLINEで連絡ができたら安心なので、娘にスマホを買い与えた方がいいか？」という相談でした。相談の論点のズレに非常に困惑しました。

SNSが親と子の関わりに与える影響「LINEがつながっていれば大丈夫」と考える保護者は意外と多く、どこでも手軽に連絡が取れるLINEは、そこにいなくても何とな



くつながっている気がするのでしょうか？「既読がつけば生きてる証拠」と言った保護者もいました。相談を終えてから、Aの気持ちを考えることも心配になりました。

「LINEで返事をすれば家になくても良い」と言う親に対しAはどんな気持ちでLINEを待っていたのでしょうか。

子どもの安全を守るためにできること

昨年度ニュースにもなった大阪府公立小中学校への携帯電話持ち込み自由化の問題※も、発端は登下校時に災害が起きた場合、保護者が子どもの安全確認をすぐにしたいという声からだそうです。

災害時、咄嗟の時、スマホがあっても子どもの安全を確保することは難しいと考えています。登下校時の不安であれば、まずは通学路の安

全確認や危機管理を親子で話し合うことが第一歩でしょう。何事においてもスマホを過信してはいけません。

そして日頃の親と子の関わりもSNSだけでは成立しません。まずは目の前にいる我が子を見て、抱きしめ、対話をしてほしいと願っています。

※小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン(大阪府 教育庁 市町村教育室/中学校課) <http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/keitai/index.html>



Profile

(株)カプコンでゲーム企画を担当。退職後web企画制作、コンサルタントとして活動。2001(平成13)年子育て支援グループいこま育児ネット設立、2008(平成20)年自治体、学校等でICT支援活動を開始。それらの経験また母親目線から、わかりやすくネットトラブルの現状と対策を解説する。京都府警察ネット安心アドバイザー。

きずな TOPIC

性暴力被害者の
人権

性暴力被害者への支援

兵庫県立尼崎総合医療センター産婦人科
NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうご代表

田口 奈緒さん
たぐち なお

性犯罪と性暴力

昨年の兵庫県での「性犯罪」認知件数は、強制性交等罪88件および強制わいせつ罪307件でしたが、私たちの性暴力被害者支援センター・ひょうごに相談に来られた34人のうち警察に届け出た方は41%にすぎません。

「性暴力」は「性犯罪」だけでなく、セクハラや性的いじめなども含めた「同意のない無理やりの性的言動」、つまり「性的自己決定権の侵害」をさします。たとえよく知っている相手で、暴行がなかったとしても性を使った暴力は人間の深いところを傷つけます。

なぜ二次被害がおこるのか

被害者のなかには「自分は汚い、汚れてしまった」とおっしゃる方もいます。性暴力によって身体や心にダメージを受けるだけでなく、人への信頼や自尊心、自己イメージがそなわれてしまいます。勇気を出して相談しても、「性について語るべきではない」というタブー意識から「周りに知れたら恥ずかしい(だろう)」と被害をなかつたことにされてしまう、あるいは「なんでそんなところに行つたの」と責められてしまうこともあります。これを二次

被害といい、被害者は「相談しなければよかった」と孤立感を深めてしまうのです。しかし性暴力は打ち明けられた側にもシヨックや怒りをひきおこし、それが二次被害につながってしまうのです。

私たちにできること

性暴力を受けた人たちは力のない人ではなく、回復できる環境があれば素晴らしい回復力を持っています。最初に話した人の対応がその後の回復に影響すると言われており、私たち誰もが、彼女／彼に「つらいことを話してくれてありがとう」と言えるよう、性暴力に対する理解を備えておく必要があります。性暴力被害者支援センター・ひょうごでは被害者ご本人だけでなく、ご家族や学校の先生、行政機関からの相談も多く受けています。メール相談や、ウェブ上で支援機関を検索できる「バーチャル・ワンストップ支援センター」※もご利用ください。

性暴力の被害者も加害者も作らないためには、日頃から性について話しやすい環境や、性による暴力を許さない姿勢が大切です。

※<https://onstop-hyogo.com>



Profile

神戸市出身。1995(平成7)年信州大学医学部卒業、神戸大学医学部産科婦人科学教室入局。博士論文は「インドネシア スラバヤにおける妊産婦死亡調査」。ライフワークは「在日外国人の母子保健」「性教育」「性暴力被害者支援」。平成25年に兵庫県で初めて性暴力被害に特化したワンストップ支援センターが開設され代表理事を務める。

12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です



日本政府は、拉致被害者に関する捜査・調査及び情報収集活動を進めており、今後の動向が注目されます。政府認定拉致被害者17人のうち、兵庫県関係者では有本恵子さん、田中美さんの二人が認定を受けています。さらに、拉致の可能性を排除できない行方不明者の中にも兵庫県関係者の方がおられます。

拉致問題は一刻も早く解決しなければならない人権侵害問題です。この機会に、拉致問題についての関心と認識を深めましょう。

詳しくは [政府拉致問題対策本部](#) [検索](#)



投稿&クロスワードで 「オリジナル2WAY ミニベルトポーチ」を プレゼント!

問 A~Kの文字を順番に並べると、
何という言葉になるでしょう?

1	2	3	4	5
	G			K
6			7	
B				
8		9		
		H		F
				10
				C
11	12	13		14
	E			J
		15	16	
17				
			18	
			A	
				I

タテのカギ

- 1 伝言・伝達事項。メールの通信文。
- 2 行ったり来たりすること。「道路を〇〇〇する車」
- 3 手ごわい敵や不利な状況に苦しみながら戦うこと
- 4 直接その人に会う機会を持つこと
- 5 「〇〇は友を呼ぶ」
- 9 卵はカズノコです
- 10 投稿などの際に自分の名前を隠すこと
- 12 大形のトンボの総称。「オニ〇〇〇」
- 13 それまでの努力や成果を無にしてしまうことを「〇〇に振る」と表現します
- 16 感動がこみ上げてくる時は熱くなり、ひどく心配したり良心がとがめる時には痛みます

ヨコのカギ

- 1 一方的にどんどん送られてくると本当に困ります
- 6 幸運。「〇〇に見放される」
- 7 点の移動によって生じる図形
- 8 自分が関わった事柄から生じた結果についてしっかり責めを負うという気持ち。「〇〇〇〇〇〇の強い人」
- 11 超大型のもの。「〇〇〇〇ジェット機」
- 14 秋を代表する花。「〇〇人形」
- 15 あることとないこと。「返事の〇〇にかかわらず」
- 17 「歩き〇〇〇」、「ながら〇〇〇」は危険です。絶対にやめましょう
- 18 こうなってほしい、こうしてほしいと思う事柄

9月号の答え イツマデモジブンラシク

読者からのお便り~9月号を読んで~

「ひょうごケア・アシスタント制度」が創設され、私はもう少し若かったら体験したいと思いました。
現在もボランティア活動をしています。元気を頂いてますのよ!
毎月「きずな」楽しみにしています。
いくつになっても豊かに生きる、毎日の笑顔が大切です。
(小野市 田中 恒子さん)

「NPOひまわり会」はすばらしいなと思います。高齢者の心強い味方になっていると思います。お弁当を風呂敷で包むアイデアはベリーグッド。洗ったら何度でも使えるのが良いですね。
(姫路市 白い風船さん)

地域ぐるみの支援(コミュニティセンターを核として)の必要性を感じることも、人とのつながりの大切さを読みとることができました。
(小野市 銭形平次パート3さん)

「読者からのお便り」の投稿掲載者(令和2年1月号)とクロスワードの正解者(抽選で10名)とに、「オリジナル2WAYミニベルトポーチ(黒・ベージュいずれか1つ)」をプレゼント。本誌「きずな」へのご意見やご感想、人々とのふれあいを通した心温まるエピソードなどを募集しています。どしどしご投稿、ご応募ください。



※投稿掲載時はペンネームの使用も可能です。
※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

応募方法

はがき、FAX、Eメールで受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前(ペンネームを使用の場合も要併記)、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。

締め切り

11月29日(金)締め切り(必着)

応募先

〒650-0003
神戸市中央区山本通4-22-15
県立のじぎく会館内
(公財)兵庫県人権啓発協会
「きずな」ふれあいサロン係
TEL 078(242)5355
FAX 078(242)5360
Eメール info@hyogo-jinken.or.jp

※応募者および投稿者の個人情報は、管理を適切に行い、誌面づくりに以外の目的には利用いたしません。

みんなで人権を考えよう 「人権のつどい」を開催

日時 12月4日(水) 13:30~16:10(13:00開場)

場所 兵庫県公館 大会議室 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-4-1(地下鉄「県庁前」駅おりてすぐ)

内容 ○「のじぎく文芸賞」表彰式

○ハートフル人権コンサート“サクソフォンカルテット・コパン”

妹尾 寛子(ソプラノサクソフォン)、永田亜由美(アルトサクソフォン)、津村 美妃(テノールサクソフォン)、小川 幸子(バリトンサクソフォン)

○人権講演会 演題「子どもたちが未来への希望! - 故郷チベットへの思い -」

声楽家 バイマーヤンジン

○人権啓発パネル展

申し込み方法 はがき、FAX、メールで受付。郵便番号、住所、名前、年齢、電話番号「つどい参加希望」を明記の上、下記までご連絡ください。※定員500人 参加費無料

【締切】 11月25日(月)(必着)

【送付先】 〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじぎく会館内

(公財)兵庫県人権啓発協会 研修部 FAX 078(242)5360 ✉ info@hyogo-jinken.or.jp

EVENT GUIDE イベントガイド



イベント名 更生保護制度施行70周年記念 近畿大会シンポジウム

日時 11月28日(木)13:50~15:50(開場13:30)

場所 神戸文化ホール大ホール

※神戸市営地下鉄「大倉山駅」から徒歩約1分、JR「神戸駅」から徒歩約10分

内容 テーマ「令和の時代に更生保護が目指すもの」
パネリスト

今福 章二さん(法務省保護局長)

太田 達也さん(慶應義塾大学法学部教授)

近藤 恒夫さん(日本ダルク創始者)

山本 美也子さん(はあとスペース理事長・犯罪被害者遺族)

コーディネーター

藤岡 淳子さん(大阪大学大学院教授)

※定員500名 ※参加無料 ※事前申込不要

問い合わせ 更生保護制度施行70周年近畿大会準備委員会事務局
(法務省近畿地方更生保護委員会)
TEL 06(6949)6261

※その他のイベント情報は、当協会ホームページ「研修会・イベント情報」をご覧ください。

ラジオ関西「谷五郎の笑って暮らそう」(毎週火曜日10:00~13:00)で、
12:35頃から「きずな」の記事等を紹介しています。

HALF TIME



毎年、「スマホサミット in ひょうご」に参加し、県内の小中学校、高等学校のインターネット利用対策活動事例の発表を聞いています。

どの学校の報告でもスマートフォンの普及率は高く、長時間の使用、友達同士のトラブル等が課題となっています。そんな現状を何とかしようと児童・生徒たちが自分たちの学校の現状にあったルール作りや啓発動画の作成に取り組む姿は頼もしくも

見えます。

確かに携帯電話やスマートフォンでのコミュニケーションも楽しいでしょう。しかし、自分たちの問題を解決するためには、対面によるコミュニケーションが欠かせないと強く感じました。

ネット社会を安全・安心に生きるために、みなさんも今一度、自分の使い方を見直してみたいかがでしょうか。(西村)

